

イギリス封建王政の展開について

富 沢 豊 岸

【要約】 この論文は、イギリスの強力な封建王政の展開を考察し、その末端組織を補うものとして both—personal protection 特に frankpledge system—territorialized protection が全国的規模において法令化された事の重要性を述べ、次に具体的な封建王政の発展の基礎と考えられるものとして、(一) 王領地、(二) 幾多の公共税徴収、(三) 領主法廷と公共法廷との関係、(四) 公共法廷の村法——村落共同体の象徴としての——管轄権と云う様な問題を提出し、イギリス・マナー領主権に与えた影響を考えてみたものである。

序

イギリス・マナー研究は近年順に専門化し、地域的な具體的な構造分析がなされているが、一昨年コスミンスキーが同学者待望の農業史を公刊し、極めてポレミッシュにイギリス・マナー研究の問題点を整理した感がある。この問題作は直ちに国内学界誌に紹介されたが、そこにあげられた問題点のうち特に筆者に興味深く感ぜられたものは、

彼の所謂「非典型的マナー」の問題であり、その際、彼の論文「十三世紀の賦役地代と金納地代」^①より一歩進めた点、は、マナーと村落との問題——これは極めて史料的に困難の多い課題である様だが——であり、今後のマナー研究はこの一点に凝集されると云つても過言ではあるまい。

就中彼の云う小マナー、つまり一村を数個のマナーに分けた場合の小マナーが、構成上特異な性格を持つものであり、イギリス・マナーの成立、発展、崩壊の全過程に、

常に不完全なるものとしてつきまとい、イギリス・マナーの正常なる展開を阻み、イギリス封建社会の特異性を編み出して来る感がある。特に、小マナーの領主が彼の云う如く各地域、各州のナイト層であるとすれば、^①中世を通じてナイト層は地方行政の第一線に、特に *Leges Henrici Pri-* ③ 時代、エドワード一・三世時代の封建王政展開の *agent* として極めて重要な行政史的役割を果したものである故に、小マナーの社会経済史的重要性を再認識させられると同時に、小マナー領主としてのナイト層の地方史に演じた行政史的意義をも深く反省させられるのであり、綜合して、小マナーのイギリス封建社会における意義を、単に典型的マナーに対する非典型的マナー、不完全マナーとして理解するだけでなく、更に積極的に、小マナーの進展に対し否定的に働きかけるものがあつた事、又、小マナー領主としてのナイト層が主題の強力なイギリス封建王政の担い手として、典型的大マナー領主層の発展に対し、此れ亦ある意味で否定的に働きかけるものがあつた事を感じざるを得ない。^②

所で今、コスミンスキーの指摘した非典型的マナー、小

マナー、ナイト層に関する問題を、正面に据えて取扱うだけの材料は持たないが、然し同様の問題意識より発して、イギリスの強力な封建王政の展開により、イギリス・マナー領主権のあり方に如何なる制約、変容が加えられたかと言う問題を考えてみたい。つまり、大陸封建制に見られない所の王権と封建領主権との並立、兩者の相互間の相互制約関係の中に、イギリス封建領主権の特色、その限界等を再検討し、延いてはイギリス・マナーの理解に資したいと思つてある。その意味で、イギリス封建王政の進展と云う主題は、単なる法制史的・行政史的関心のみに限られず、それがイギリス封建領主権をどの様に制約したか、或いは又、それとどの様に妥協して行つたかと云う観点を持つ時、イギリス封建王政の進展と云う問題も亦、よく社会経済史的考察の対象たり得る、更にはマナー研究の一環たり得るのではないかと思つてゐる。

① E. A. Kosminsky, *Studies in the Agrarian History of England in the 13th Century*. 1956.

② E. A. Kosminsky, *Services and Money Rents in the 13th Century*. (*Econ. Hist. Rev.* vol. VII. 1953.)

③ *Studies*, chap. V.

一

中世封建社会は、ある意味では封建領主権の行われる私的支配圈を細胞とする聚合体であると云えるが、勿論それらの細胞が整合しているものとして図式的に考える事は出来ず、寧ろ、領主支配権にも種々な差別があり、且つそれらが重複している様な複雑な例の方が多い様である。

元来封建的特権とは、ヴィノグラドフが云う様に、ある意味で「王権より切り取つたもので、王及び王の役人達が全社会を法的政治的に直轄出来なかつた時代の産物であり………公権の分散である………そしてそれらの特権はすべて王からの譲与に由来している」^①ものと云えよう。故に特権と云うものは、個人が公共の州・郡法廷にある王の権利、或いはその一部を獲得したものであると云えるのであるが、完全に領地・領民を所有しそれに関する全権を所有しているもの、その領民の *soke* 裁判権だけを所有しているもの、或いは単に托身だけの権しか得ていないもの等があり、^②この様な特権の種々相は征服によつても決して完全に均質化し得なかつたのであり、又征服当時ノーファック州

Clackclose 郡 Fincham に住む Anant と云う男の様に、

エリー修道院に托身し、該修道院が彼に関する *personal soke* (人格にかかると裁判権、*versus territorial soke*) を持つたが、既にエドワード懺悔王がラムゼー Ramsey 修道院に Clackclose 郡の住民の *soke* を持つ事を認可していたので、此の男の *soke* はラムゼー修道院にも本来属していた事となる。つまりエリー修道院長の持つ *soke* は Anant の *personal soke* にのみ限られていた訳である。又、征服當時のカンタベリー大司教 Sigard がノーファック州の Earsham 郡 (1/2 hundred) に *soke* を持つていたが、エリー修道院長も同郡の Pulham 村に *soke* land を持つていた。つまり Pulham 村については大司教の *territorial soke* とエリー修道院長の *territorial soke* とが重複していた時期があつたのであり、それは、封建領主達がその封建的権限を拡大せんとして *territorial soke* の拡大を図り、他人の *personal soke* をも侵して行つた結果、つい重複したと云うものであろう。^③

勿論封建的特権は、或いは封建領主達の封建的特権の拡大は、必ずしも重複せず、整合的に進んだ場合もある。例

えばノーファク州の Banham 村にエリー修道院に托身した三人の自由人があつたが、征服後次第に修道院長の *soke* 下におかれて行き、若し彼らが二人の領主に托身する様になつた場合には、その保有地を二つに折半し、それぞれを二人の領主の *soke* 下に入れ、名実共にそれぞれの領主の *tenant* と化して行つた例がそれである。^⑤

以上の諸例より考えられる様に、封建的特権には種々のものがあり、托身にも自由に領主の変えられる軽なものより隷属に近いものに到るまで、又 *soke* にも、単なる *personal soke* より *territorial soke* を含むものに到るまでの変差があり、然もその封建的特権は決してそのまま永代に亘つて維持されるものでなく、封建領主権の進展、消長と共に動揺し、拡大・縮小されて行くものであつた故に、領主権の重複と云ふ事態をも生むに到るのであるが、一般の傾向として、征服前後より封建的特権は、単なる財政的料徴収権より実質的な裁判権へ、托身或いは *personal soke* より *territorial soke* へ更に *local jurisdiction* の形成へと進み、^⑥ 中英・南英の如き典型的マナーの多い地方においては、法的単位としての *soke* と経済的単位としてのマ

ナーとが一致して行く。つまり *soke* はマナーに改編され、*socman* 自由人は例外的存在として扱われ、次第にマナー法廷が彼らを吸収して行く過程が見られるのである。^⑦

然らば具体的に封建的特権とはどの様な内容を持つものであるか。今その二・三の例を見ると、ヘドワード懺悔王のヘリー修道院への *writ* は *in all things within borough and without, toll and team (金・物納料徴収権) and infangthief (領内をさぐる罪人逮捕権), bithwite (逃亡農奴処罰権) and fyrdwite (軍役不履行者科料徴収権), hamsoke (家畜侵害罪取締権) and grithbrice (平和破壊罪取締権), let his man live where he lives and work where he works……* である。又征服王の *writ* は *sake and soke (訴訟聴聞・裁判権) toll and team and infangthief, hamsoke and grithbrice, firltwite, within borough and without et omnes alias forisfacturas que emendabiles sunt in terra sua super suos homines (そこの土地において彼の領民について償われるあらゆる他の罰金徴収権)* である。^⑧ 此の特権は、初めは単なる料徴収権でしかなかつたが、征服前後より漸く実質的な開廷権を意味するものと

なつて行き名実共に裁判権を確立して行く——但し領地によつて異なるが(後述)——ものと思われるが、一応征服當時の封建的特権とはかくの如きものであつた。

稍々冗長に流れる事を恐れつつその他のものを例与するとして Westminster, St. Peter 修道院が Islip マナー (Oxon.) と Westminster, St. Peter 修道院が Islip マナー (Oxon.) によつて、矢張り如上の裁判権を持つたが、その外に latrocinium (盗賊裁判権), shire and hundred (州・郡法廷の諸義務よりの免除), scot, geld, danegeld etc. よりも自由であつた。又同様な特権は、デヴォン州、Exeter, Battle 修道院が Sherford, Chenberii の全領地によつて持つてゐる特権にも見られ、又同州、Tavistock 修道院は、Tavistock 領において如上の特権の外に、戦時に軍人を給付する義務 fyrd service や橋梁維持の義務 bridge work、城砦防備の義務 castle work、その他あらゆる国家的公共義務より自由であつた事が Aethelred 王 (978—1016) 時代の charter に見られる。そして一般にエドワード懺悔王時代は sake and soke 云々の特権が極めて広く与えられた時期と思われ、特に大土地所有者、聖界領主達には大体一定の基準によつて一様に如上の権限が与えられたものと思われる。

更に征服後の charter, writ 等には、国家的な公共税等よりの免除と云う言葉が、例えばヘンリー二世時代より要求される様になつた州知事への補助金 sheriff's aid とか、又郡の reeve への補助金、或いは王が臨時に徴収する事であつた公共税の如きもの commune geldum、更に領主によつては、ヘンリー一世の法以来取締を嚴重にされたパイン・ビール法令 Assize of Bread and Ale 等より免除されてゐる例もある。

以上、主題より離れて所謂封建領主の特権を、王の法廷、州・郡法廷と云う公共法廷に帰属する権限の自己疎外と云う角度より、その内容と思われるものを乱雑に並べたが、普通云われる所の封建社会とは、そう云う可成り広範囲に亘る封建領主権、或いはその様な特権の支配圏と云うものを細胞とする集合体であるとも云える。然もその様な治外法権の場が、征服後その細胞の壁を益々厚くし、その特権内容を益々高めて行く傾向は否めず、ヴィノグラドフの所謂 Beneficial hidation も行われ、例えば、カンタベリー大司教領 Aldington マナー (Kent) の如くエドワード懺悔王時代 21 suling のものが征服王の時 15 suling に軽減

されたり——その評価は £ 62. (T. R. E.) より £ 100 20 S. (T. R. W.) と上昇してゐるのに——、又俗界にあつても、グロースター州 Leicelade の男爵 Seward の領地におつて 15 hide 中 6 hide の賦課が免除されたりする様に、益々各封建領主の特権はより広くより大きくなりつつあり、イギリス封建制は征服前より征服後にかけてより純粹なあり方に向つていた事は明白である。

然し乍らイギリス封建社会が若し全くその様なものであるとすれば、あの様に強力なイギリス封建王政が発展する場は何処にあつたのであろうか。それが一応地方分権制に相反する性格をもつ限り、征服後のイギリス封建社会の進展と云う事実、封建領主権の高度化と云う事実は王政の進展を阻害した事は疑えない。封建王政が、エドワード一世・三世時代に特に顕著にその性格を呈示する様に、何よりも先づ封建社会の秩序づけ、正当なる封建的特権の擁護を指標するものであり、決して封建社会と全く背反する性格をもつものではないと云う意味においても、その様な秩序づけをし、擁護をする事の出来るイギリス王政の基礎は何処にあつたかと云う問題は検討する価値があるのではな

らうか。

事実イギリス中世に強力な王政の進展を見たのは、王国の五分の一乃至七分の一を占める王領地を基礎に国王が最大の封建領主として他を圧倒していたと云う外に、単に封建領主的支配関係で割り切る事の出来ない社会関係、公共的諸関係があつたのではなからうか。又以上に冗長に述べた封建領主権のその実態はどうであつたか、何かそこに限界、濃淡と云う様なものがあり、それらが封建王政の進展を可能ならしめる場を提供していたのであるまいか。今此の様な観点に立つて本論を進めて行きたいが、順序として先づイギリス王政の進展の基礎が確立されて来る事情を見、それが発展の場と思われるものをあげて若干の私見と展望を提示して諸先学の御叱正を得たいと思う。

④ Vinogradoff, *English Society in the 11th Century*, 1908, p. 108.

⑤ *ibid.*, p. 127. 托身と *soke* とは必ずしも一致せず、*soke* に本文中の *personal soke*, *territorial soke* の区別があり、又、それらの *soke* 一般に、法廷に服するものと、只単に財政的支配に服するだけのものとあり。Miller, *The Abbey and Bishopric of Ely*, 1951, p. 57.

- ⑧ Miller, op. cit., pp. 57—8. ⑨ *ibid.*, pp. 62—3.
 ⑩ *ibid.* ⑪ *ibid.*, p. 30. 及び Vinogradoff, op. cit., p. 128.
 ⑫ Vinogradoff, op. cit., p. 134. チーンロー地方の様なマナー
 化の進まなかつた地域には *soke* とマナーが一致せず、然も
soke を強らばマナーを失はざる場合が極めて多し。
 ⑬ Miller, op. cit., pp. 26—7. ⑭ *ibid.*, p. 28.
 ⑮ H. W. C. Davies, *Regesta regum Anglo-Normannorum*,
 vol. I, No. 52.
 ⑯ *ibid.*, No. 58.
 ⑰ Finberg, *Tavistock Abbey*, p. 2.
 ⑱ Finberg, op. cit., p. 207. エドワード王が裁判権を広く与
 えた事が述べられてゐるが、教会領主には大体一定の基準で特
 権が与えられた事は *Regesta regum Anglo-Normannorum*
 vol. I, No. 232 以下、征服王が Lewes, St. Pancros 修道院に
 ノーマン州の Walton マナーを与えたが、『王国の貴族達に
 より、王の認可を経ず建てられた他の教会に与えられてゐる特
 権と同じ特権を以て該マナーを所有すべし』とある事より窺わ
 れる。
 ⑲ Morris, *The Medieval English Sheriff to 1300*, p. 246.
 ⑳ 例々は後出史料 XII 等参照。
 ㉑ Page, *The Estates of Crowland Abbey*, p. 37.
 ㉒ Vinogradoff, op. cit., p. 179.
 ㉓ *ibid.*, p. 179. and p. 181.
 ㉔ Sir Maurice Powicke, *The Thirteenth Century*, pp.

376—380. 一二七〇年代より行われた特権調査は特権の由来を
 正しくするものなかつた。註⑮等照。

二

アングロ・サクソン七王国の中ウエセックスが八世紀頃
 より興隆し、九世紀初頃セルディック王朝エグバード王時
 代より南英に覇を唱え、アルフレッド王前後より外敵デー
 ン人の侵入を機に、却てイギリスの統一が促進され、その
 後カヌート王の強力な外国人支配、特にウィリアム征服王
 に初まるノルマン王朝の支配を経てイギリスの統一は益
 々固く、大陸的封建制の導入と共に国王の中央集権制が、
curia regis の成長、州知事乃至 *missi dominici* を通じ
 た地方行政の把握を伴つて推進されて来る事は周知の所で
 あるが、先づノルマン征服前のサクソン社会にイギリス王
 政組織がどの様に現わされて来るか、又王政の発展に対し
 末端のサクソン社会がどの様に対応したかを二・三の点に
 視野を限つて考察した。

ウエセックス王国の地方行政組織は、既に八世紀初頭の
 イン王時代より、恐らく種族的な基盤 *maegth* に基く、そ

して上からの王国の行政区分の如きものがあつた様であるが、各地域の *alderman* と呼ばれる地方貴族が、*subregulus* として司教と同様な社会的地位を誇りつつ、その行政区域の豪族として大きな封建的支配力を維持しつつ、且つ又司教らと共に王国の *witenagemot* のメンバーとして *curia regis* を構成してあり、王はその様な *alderman* の支持の下に王国を保持していたのである。そして推測を許されるならば、その様な国家組織がウエセックスの七王国統一後も続き、七王国時代の国王・豪族らを強大な *alderman* つまり *earl* として行き、^{②③} それら数人の *earl* 及び従来 of ウエセックスの *alderman* らの共同体としての国家組織を保持して行つたものと思われる。その際、云う迄もなく、各地方の、つまりサクソン七王国の夫々の伝統的行政区劃はその儘踏襲されており、必ずしもウエセックスの行政区劃を押しつけられる事はなかつたが、統一が進むと共に次第にウエセックスの行政区劃に近付けられて行く。

所で、ウエセックス的な地方行政とは結論的に云えば州・郡制度に外ならないが、その運営については曖昧である。既に古くより州 *scir* の如き行政区分が作られていた事は

上述したが、その地域の人々は、彼らの首長 *alderman* (= *scirman*) の下に戦争・治安維持に従つていた事は、八世紀中期、九世紀の内戦記、デーン戦争記等に見られる様である。^{②④} 然し又、八世紀中期のイン王の *West Saxon Laws* には、*King's gerefa*, *King's reeve* と云われるものがあり、*alderman* より地位の低い行政官にはあるが、特に王の行政官と云われていた事は注意されるべきであり、ケントの例では、彼らの活動は *royal tun* (各 *scir* の中心) に集中されており、王税・公共税の徴収に当り、又軍事的にも王より軍の長として指名され *alderman* を援助し、又彼に次ぐ司法権を持ち、慣行的事例については *alderman* を俟たずに *gerefa* により *folk moot* において裁判されたと云われる。つまり *alderman*, *scirman* は *scir* の集会を主宰したが、*gerefa* は各 *scir* に出来つつある (*royal tun* の周辺につくられて行く) 王領地に関する集会を開いた様で、*Eセルスタン王* (925—40) 時代よりその *royal tun* が *burh* と呼ばれ、*burh* を行政中心とした *burghal area* が次第に拡大されて行く。*burghal hidage* の測定調査^{②⑤} は、その意味で *burh* の支配、*King's gerefa* の支配権の拡大、延

ては王政の組織的發展を物語ると云えるが、当時のロンドンの borough に属する *Judicia Cinitatis Lundenie* には、百人より成る *police unit* を作つてゐる外に、初めて *King's gerefa* の支配圏を——従来の *alderman* のそれとなく——*scir* と呼び初めてゐる。^⑧

然し、*burghal area* 的行政が明確に州・郡的行政に交代し、*king's gerefa* が *scir-reeve, sheriff* に交代するのはエドガー王時代 (958—75)、各 *scir* が王の課税地区としての意義を持ち、各々に *king's gerefa or reeve* がおかれる様になつた頃であり、^⑨ *Judicia Cinitatis Lundenie* に見られる州・郡制への動き、*エセルスタン王時代の burghal district の king's gerefa or reeve* は謂わば過渡期を示すものであらう。

以上の様な、州・郡制の成立を伴う州知事 *sheriff* の勃興は、十世紀の地方行政の中央集権過程、王政の組織的發展を如実に物語るものであるが、然し注意せねばならぬ事は、州知事は、上述 *burghal area* における王の行政官・治安官として現われるだけでなく、旧来の *scir* における *alderman, comes* の代理として、*じまの vicecomes* とし

て、元來 *alderman* に帰属してゐた *scir* の司法権、軍事権を行使する様にもなつた事である。^⑩ 即ち州知事は、単に王政の *agent* であるだけでなく、*scir* の *alderman, comes* の代行者、後継者としても成長して来る訳で、十世紀のこの様な州知事の勃興事情は、当時の王権の成長を物語ると同時に、又その限界をも裏書きするものであつて、征服前におけるイギリス王政の進展は、各 *scir* の *alderman, comes* らの権力を借り、彼らと妥協して行かざるを得ないと云う程度のものであつたと云えよう。

征服前におけるイギリス王政の限界は、又 *borh, tithing or frankpledge system* と云う保証、相互保証制の發展にも見られる。

その源流は可成り古く溯る事が出来るが、全自由人は *borh, surety* を持つべしと云う規定は遠くイン王の法 (C. 890) より十世紀に入つてエドワード王の法、(C. 920) *エセルスタン王の法*、(C. 930) *エドガー王の法* (C. 959—75) 等に再三規定されてゐるが、^⑪ 全自由人が *personal protection* を持つべしと云う法規は、封建的關係の成立を促進するものであると同時に、それは王令によりほぼ王国一般

に行われたもので、王国の平和、共同体の平和の末端を組織するもの、延いては王政の限界を補足するものとしての意義を持つたと考える事が出来る。

所が十一世紀に入つて有名なカヌート王の法 (C. 1016-35) には、十二才以上の全自由人は *thing* 十人組に編入されて互いに互いの行動を監視せしめられ、郡法廷の *police unit* たるしめられたのであるが、十世紀の *borh* と十一世紀カヌート王の法以後ノルマン時代にかけて出て来るこの *thing*, *frankpledge system* との関係は不明である。然し、*borh* は *personal protection* としての意味があるのに対し、後者は *territorialized protection* としての意味を持つものであり、カヌート王以後ノルマン王朝にかけての強力な外国人支配により地方行政が組織化されて来た結果、*borh* の如き個々の自由人の行動保証と云う無体系な平和維持対策よりも、地域的な体系的な平和維持対策として *thing*, *frankpledge system* が生れて来たものと考えられ、州・郡制による王政の組織的發展の産物であると考え事が出来る。ウイノグラドフは更に、その *thing* が大体 *township* に当るとして、王政単位としての郡の *sub-division*

が *thing* = *township* と極めて積極的に村落共同体の意義を説明している。^⑤

然し乍ら、征服前のイギリス王政は、到底全村落、全村民を把握し得る程強力であつたとは思われず、寧ろ当時の封建社会化の動きに押されて、弱体なもの不徹底なものと考えられ、モリスが云う様に、その弱体をかばい、補足する意味において、王政は *popular control* が消滅しようになつた時にその *popular control* の機構を受け継ぐとした^⑥のであり、私なりに換言すれば、それを利用して自己の弱体をかばいつつ發展の方向を求めて行つたのであり、その *popular control* の機構とは、要するに基本的には村落集会であり、又村落の平和を維持するための自治的平和維持組織 *thing* であつたと解釈したのである。

この様にして、全自由人を *thing*, *frankpledge system* に編入し、*thing* 乃至村落共同体の平和を保たせ、それを郡法廷毎にまとめて、州知事が年二回の調査監督、*view of frankpledge* を行う事とする。即ち、征服前のイギリス王政は、村落共同体の平和維持と云う自治的自生的な組織を利用し、その活動に期待し、それが強化を奨めて王政の

進展の途を求めて行つたと云えるのではなからうか。

又、その frankpledge system も、全国一円に行われたものでなく、北英・西英の遠隔の地にはこの組織が生れなかつた。^①これはステュアート・ブラウンが指唆する様に、王政の不徹底な地域であつたと解釈せざるを得ないが、この non-frankpledge 地方は、自治的平和維持組織を欠如していたために、極めて官僚制的な平和維持体制が採用されており、各州により夫々の特徴はあるが、王国の或は封建領主個人の serjants of the peace が任命されて居り、彼らが州知事に協力して治安維持に當つてゐた。然し辺疆に位置する此ら non-frankpledge 地方は、可成り騒乱が多く且つ serjants of the peace らの収賄が甚しく、frankpledge 地方よりも不安であり、チェシヤーの如きは罪人の隠れ場の如き状を呈してゐたと云われてゐる。^②

ともあれ、tithing, frankpledge system の強化即ち村落共同体の自治平和維持組織、モリスの云ふ popular control の利用、更には non-frankpledge 地方即ち王政・王令の不徹底な地域の存在等は、征服前のイギリス封建王政の進展と同時に、又その限界をも露呈してゐるものがあるが、

然し、当時のイギリス社会の封建化と云う大勢の半面に、tithing を基礎として各村落の平和治安を保たしめ、州郡法廷と云う公共法廷において王国全体の平和治安を統轄して行くと云う国家的平和維持体制が常に社会の封建化過程に付随してゐた事は注目されるべき事である。

勿論その際に、view of frankpledge 権がある封建領主個人に特権の一部として与えられている例が少くなく、特に南英・中英に多いが、然し聖界大領主に限られていた様であり、他の裁判・司法権の様に極く普通に与えられてはゐない。^③

^① Davies, *Regesta*, vol. I, p. XXXII 及び No. 221. ウィリアム一世・二世時代に、特定の事件調査、財産調査のために派遣されたもの。

^② Morris, *op. cit.*, p. 2.

^③ Stubbs, *The Constitutional History of England*, 6th ed. 1903, vol. I, § 49. ealdorman と云う称号は州組織の成立とは別個のもので且つより古いものであり、各州に一人づつあつたものでなくマーシア伯は以前のマーシア王国全体を、即ち、数州を含めて支配してゐた。

^④ Stubbs, *ibid.*, § 45. デーン・北英地方は wapentake, 南東英は rape, tithing, 特ダモーン州は三つの riding に分れそれ

が wapentake に細分されており、リンカーン州は三地区に分
れ、特に Lindsey は更に三つの ridings に、それが又 12
carucates の hundred, に細分されていた。

③ Morris, op. cit., p. 3.

④ *ibid.*, pp. 4~8 以上の叙述は専ら此れに於いた。

⑤ *ibid.*, p. 6. その叙述は同じく Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England*, Chap. III, pp. 124~6.

⑥ Morris, op. cit., p. 8. and p. 18.

⑦ *ibid.*, p. 20 注意すべき事は州知事の勃興は州・郡制の成立
と並行しての事である。

⑧ *ibid.*, p. 21 & p. 38. 特に alderman が数州を兼任する様
になつてから州知事が代行すると云う傾向が急となる、
且つ alderman の数も減つて行く。その具体的な数は Chad-
wick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions*, Cambridge
1905, pp. 172—90. にある様であるが筆者は見ることが出来なかつた。
なお田中正義氏「ノルマン朝成立期のインシュラントの王
領について」西洋史学一九輯註 ② 参照。

⑨ Stewart-Brown, *The Serjeants of the Peace in Medi-
eval England & Wales*, Manchester 1936, p. 92. 及び
Morris, op. cit., p. 10. 此れは King's Gerefia の管轄する所
であり、愈いた場合は 120 S. の重く罰金を負つた。

⑩ Stewart-Brown, op. cit., pp. 92—3, Stubbs, op. cit., § 41.
fitting 等、時々地方行政の単位としての township と同様に
見られる、俗名には both とは personal organisation とは

異なり、郡の下部組織として行政的地域単位としての意義を持
つて来るのである。

⑪ Vinogradoff, *English Society in the 11th Century*, pp.
197—8. 及び註 ③ 参照。

⑫ Morris, *The Constitutional History of England*, p. 156.

⑬ Stewart-Brown, op. cit., chap. VII & chap. VIII. 藤原邦
「中世インシュラントの領主的支配と花」史学雑誌 96 の 3 参照。

⑭ Stewart-Brown, *ibid.*, chap. VII pp. 94—6 及び p. 1
「インシロ・サクソン時代」特にエドガー王の法により both が
全国に遍く行われた事が強調されている。そして both は、平
和維持が集团的に行われた frankpledge system の地域にお
いては次第にそれと交替されて行くが、frankpledge の行われ
なかつた地域では Personal surety というのは領主裁
判権の成長と共に領主個人 of serjeants of the peace の任命
により持続され、発展せしめられると云へ。

⑮ チャンシーは所謂 Great Palatinates 及び Hugh of Avran-
ches 伯の下であり、州全体に關する grand serjeants of the
peace 及び 120—121 各 county serj. が、より伯の
平和が保たれていたが、又一方州知事の belows of the
peace が各郡毎にあり、王の平和を司つていた。時々伯の
serjeants と州知事との利害は対立したが大体州知事に協調し
ていたと謂われる。その他のランカンシャー、ダラム、カンバー
ランド、モースシャー等は大体同様な組織で、各領地に關する
baronial serj. と州知事の belows 各郡毎に、ある a royal serjeants

for each of the hundred. とがあり、夫々領内の平和、郡の平和を司つたが、矢張り州知事に協調してゐた。Stewart-Brown, op. cit., chap. I. & III.

⑩ Stewart-Brown, op. cit., chap. I. (h) & (i) pp. 29—30.

⑪ 例えはホロー僧院 (Miller, op. cit., p. 231) タヴァムスタマ修道院 (Finberg, op. cit., pp. 207 ff) クローランド修道院 (Page The Estates of Crowland Abbey, pp. 17—8) 因みに同じ名はマンニントン州 Cottenham 村の様だ、Crowland

Abbey の view of frankpledge と Ely bishop のそれとが行われる地区に分れてゐる場合がある。つまり一村落が数個のマネーより成る場合にはその様な事が起り得た。又封建領主のそれと州知事のそれとが行われる場合も考えられる。藤原浩前掲論文参照。

⑫ Johnson, Regesta regum. Vol II. P. XXIII. 州、郡法廷への提訴義務より免除されてゐる例は可成り多いが、view of frankpledge より免除は稀であつた。

三

イギリス王政は征服と共に益々強化された事、又それがイギリス社会の封建化の傾向と並行して行つた事は周知の所であるが、征服後、中央政府には原始的な curia regis より大法院 Chancery、大蔵局 Treasury が発展分化し、

更に十二世紀初頭に大蔵局より会計院 Exchequer が分出し、大法官 Chancellor、大蔵大臣 Treasurer と共に会計長 Exchequer の高官が出、更にそれらを統轄し王の不在中はその代理を務める最高司法官 Justiciar が早くもルーフス王時代より現われる。

然しこの様なノルマン王朝時代の中央行政組織の発展分化と相俟つて、地方行政もアングロ・サクソン時代の線に沿つて更に強化され、州知事の地方行政における存在意義は益々重要となり、州・郡法廷における裁判司法権、州の徴兵権等を持ち、益々頻繁に出される中央政府の法令の傳達に当り、それ丈けにより一層王朝の手先として、地方分権を阻止する意味で、益々地方伯、豪族らを抑えるために利用されるのではあるが、然し、州・郡共同体の集会を司どりつつ所謂 vicecomes として地方の豪族化し、王政の忠実なる担い手たる事を拒否する傾向を孕んで来る。⑬として所謂 Leges Henrici Primi 時代を迎えるのであるが、この時代は正にその様な輻輳した事情の中にあつて、漸く又会計院を中心に中央行政機関が官庁としての組織を持つ様になり、そこに生れて来る官僚層が又王の意志とは別個に

それより独立して成長する傾向を見せ、又頓に盛んとなる立法活動、そうした諸法令・法文の累積も亦王個人の独断、専制を阻止するものとして成長し、イギリス封建王政は、王とそれら封建官僚との共同体として互いに他を牽制し利用しつつ進展して行く、つまり、王はそれら封建貴族、領主層を自己の配下に入れていると同時に又封建貴族、領主層の構成する中央地方の官僚の勢力に規定され、一方封建貴族、領主層は、王の官僚として王国の平和、治安、行政の一部を担当する事により自ら封建的勢力の増大を図つていたのであり、国王自身が、それら封建領主的支配権を、王国の平和が実現される一つ的手段として保護していたのであり、^⑤末端についてはこの様な封建領主的支配権に依存して行かざるを得なかつたのである。即ち Leges Henrici Primi 時代、如何にイギリス封建王政の基礎が強力に樹立されたとは云え、なお以上の様な限界を保つていたのであり、又その限界こそが封建王政の特質と云われるべきものであろう。

今、以上の様な事を念頭におきつつ当時の一連の立法をみたすが、Leges Henrici Primi に始まり、ヘンリー二世

時代に入つて Clarendon 法 (1166) Northampton 法 (1176) 等と繰返される諸法より主題に関連して特に次ぎの三点を強調した。

先づ第一点は、州・郡の公共法廷について、その開廷時期、場所、方法、規定等は征服前よりの習慣伝統を踏襲し、且つ規則正しく開廷する様に定めた事であり、^⑥封建制が進展し、私的領主裁判権が次第に明確な姿をとつて来る時に、特に Clarendon 法により、州知事の view of frankpledge 権を強化し、州知事を次第に王政の忠実なる事務官として行くと共に、元来自治的な frankpledge system を上から王政組織の末端に組入れて行つた事である。又犯罪調査についても、州・郡の十二人の lawful men Ⅱ ナイト層、当該村の四人の代表的村民らが州知事と共に調査に当り、その調査については如何なる特権領地内にも入れる権が与えられて来る。勿論それがどの程度行われたかは別として、一応条文よりは以上の様に、王の裁判が、州知事らを通じて popular courts に接近して行き、^⑦謂わば、それを利用する段階より支配する段階へと進んで行く方向が打出されている事が窺われる。

次に重要と思われる事は巡回裁判制の規則化であり、ウイリアム一・二世時代より *Missi Domini* が地方の特定の事件、特定の財産調査のために派遣されている例があるが、特に *Clarendon* 法後、巡回裁判官による規則正しい巡回が規定されて来た。そして巡回裁判官には——大體二・三州づつを巡回したが——当該州の州知事は除外されて行き、一七〇年の *Inquest of Sheriff* 等により州知事の地方豪族化が避けられ、州知事に代り *Itinerant Judges* 巡回裁判官と云う新しい官僚を生んで来るが、ヘンリー二世の巡回裁判官による裁判司法権の中央集権政策を象徴しているものと云えよう。

最後に、ヘンリー一世の法では、農奴以下の人間は王の法廷に訴える事が出来ず、王は自由人のみに干渉すると云う政策をはつきり打出して来る点である。^③つまり封建王政は、前述の如く自由人乃至自由小作人と云うマナー外的世界を自己の場として進んで行くもので、ミラーは、ヘリー司教領の領地経営を説明している箇所て、司教達は自由保有地について農奴保有地程の関心を持つていなかったと言及している様に、自由人のマナー構成上に占める意義は少

く、逆にそれだけ自由人は公共法廷、王政の対象となり、ヘンリー二世の法規定以来周知の騒しい身分論争を法廷に起し、特に王法廷の保護を受ける資格の有無を繞つて領主にも小作人にとつても重要な問題となつて来る。^④

以上に掲げた三点はヘンリー一・二世時代の立法中特に強調したい所であつたが、謂わば、マナー外的存在である自由人の世界を対象として、それらの人々の構成する公共法廷或いは村落集会に立脚して、地方豪族化する州知事を排除し、代りに王の裁判官、巡回裁判官を手先に強力に王政を推進して行く基礎を法規したものと云えよう。それは此の高期中世におけるイギリス封建社会において、以上の様に封建王政を強力に展開せしめた場は一体何処に求められるのであろうか。以下に此の問題を採り上げなければならぬ。

^③ Morris, *The Medieval English Sheriff*, chap. III, pp. 53 ~ 68, & pp. 73 ~ 4. Stubbs, *op. cit.*, § 49.

^④ Morris, *ibid.*, chap. IV, 104—8. 州知事が自分の州の巡回裁判官を兼ねたり、又多くの州を兼任したり地方豪族の実力を持つて来る。その様な弊害を矯める意味にも王は知事を監督し、成可く廷臣を知事に任用する政策をとるに到つた。

① Chimes, An Introduction to the Administrative History of Medieval England, chap. III. § 1. pp. 35—6.

② *ibid.*, § 4 pp. 77.

③ Morris, Sheriff, chap. IV, p. 89. Norwich 府、Abingdon 修道院の特権保護の命令の例示あり。又 Finberg, Tavistock Abbey, p. 215 以下を様々に封建領主の封建的 national system of justice の一證を抽出しつつある。この点の、又別見「國家が未だ十分に全國を支配するに至らなかつた時、封建領主への國家高權の転荷は國家に貴重な援助を与えよとの約束となす」とあり (A. L. Poole, Obligations of Society in XII & XIII Centuries, p. 51.)

④ Douglas, English Historical Documents, Vol. II, Part II, D. No. 57, Leges Henrici Primi 參照。

⑤ *ibid.*, Part II, A. No. 24. The Assize of Clarendon. 及び Stubbs, *op. cit.*, § 141.

⑥ *ibid.*

⑦ Stubbs, *op. cit.*, § 141. popular courts 及び shire moot, hundred moot の時、特に後者が重要であると記される。

⑧ 國のハンモンメン法 English Historical Documents, Vol. II, No. 24.

⑨ Frank Regnes, The Clericus in the Legal Administration of Thirteenth Century England, E. H. R. 281.

⑩ Stubbs, *op. cit.*, § 150 最高司法官 Hubert Walter がリチャード一世時代一一九四年に法規したが大憲章にも繰返されて

る *ibid.*, § 155.

⑪ A. L. Poole, *op. cit.*, pp. 13—14. 又自由小作人たることを全額が金で買われし制限があつた様じ shire-worthy, hundred-worthy の土地所有者と異なる所謂 moot-worthy の人に限らるべし *cf.*, Davies, Regesta regum Vol. I, pp. XXIX—XXX and No. 393.

⑫ Miller, *op. cit.*, p. 132.

⑬ Glanville 等法曹家は一応、給付の不定、merchet の支払う等を以て農奴と断定する尺度としたが實際は自由人の二・三男の農奴的土地保有、農奴の自由人の土地保有、その他通婚等により極めて判定し難く、極端な例としてハンムリッチ州 Aubrey of Fulham の如きは領主 Gilbert of Tany に対し自由人である事を主張し前後九回に亘る長き法廷論争を経たが未決のまま遷延された。何十年と云う長い事件も少なくなかつた云々。
cf., Poole, *op. cit.*, pp. 22—3.

四

先づ王政の行われた場として、主國の略々五分の一乃至七分の一を占める最大の封建領地である王領地が考えられるが、然し王領地は、ひまの book land なるもの、folk land として、古昔の血縁組織 meagth の伝統を保つ意味で封建的な、その意味でより原始的な公共共同体の面影を維持

II Ralf of Thorpe が Chacombe 僧院 (North ton) へ Thorpe Scatchville (Leics.) の二ヴァーゲイトを寄進^⑧。

「……それに属するあらゆるものと、私及び私の子孫の諸特権と共に、永遠なる寄進として、自由に安らかに所有し占有する事。

但し forinseco servico を除く、(私或いは私の子孫に帰属すべき) 全負担・徴発の代りに、その時より毎年復活祭に私及び私の子孫に六ペナリウスを払う事……。」

ステントンの史料は始て教会関係の Charter であつて俗界例は少いが、その俗界の土地移譲状には、聖界のそれよりも saluo servico forinseco の文句が多様であらう。

III John de Calli がニトント銀^⑨ Matthew de Hamby の妻 Maud へ Cadwell (Lincs.) の一農舎と一ボウエイトを売^⑩た。

「そのマチルダは、かのハラルドの下に自由に安らかに該土地全部を占有する。但し forinseco servico を除く(彼らハラルドらに帰属すべき) 全奉仕の代りに、毎年かのハラルド及び彼の子孫に一ポンドの胡椒を聖 Botleus 祭に支払う事……。」

IV Robert of Well が彼の親族 William Rufus へ Well の一ボウエイトと Bonthorp 近くの二ヘーカーの牧草地を

与えた。(Lincs.)

「自由に安らかに(所有する事) 但し forinseco servico を除く(私達に帰属すべき) 全奉仕の代りに、毎年聖 Bosulfus 祭に私達に二ソリドゥスを支払う事……。」

V チェスター伯の curia へなされた Graelenc de Runcamp へ彼の man, Richard of Irby との間へなされた最後のな妥協^⑪。

「彼 G. の他の四ボウエイトの土地を、毎年 G. 及び彼の子孫に十ニソリドゥスを支払う事で保有する事、又その時よりそれに属する forinseco servico を払う事……。」

その他はつぎのと王への奉仕と示したものがあつた。

VI William earl Ferrars が Langley 僧院 (Leics.) へ Somerby (Leics.) の一ヴァーゲイトを寄進^⑫。

「私に帰属すべき全世俗的奉仕より自由に、(即ち) 例外なしに、王への奉仕を除くが、私に帰属する他の奉仕と同様に scutagio (軍役免除金) よりも自由に(占有する事)……。」

VII Agnes of Orby が Bullington 尼僧院 (Lincs.) へ三十一ヘーカーの耕地その他を寄進^⑬。

「……又私の死後は、私の子孫が此の寄進を全人に対し保証す

るであらう。但し、王への奉仕即ち十二分の一ナイト奉仕は除く……。」

Ⅷ Nockton (Lincs) 僧院長 R は Aliz Martel が、また土地を Roger of Benniworth の妻 Sibyl へ譲与。^⑧

「リンカーンの Aliz Martel が居た吾々の土地を、吾々と吾々の教会に……、世襲の封土として保有する様に……その際吾々に毎年一マルク銀を、即ち復活祭に四十デナリウス、聖ミカエル祭に四十デナリウスを支払う事。そして王に属する所のデナリウスを、リンカーンに在る王の役人に毎年支払う事……。」

Ⅸ William, son of Robert of Ashby が Robert, son of Ivo へ Ashby Magna (Leics) の一ポヴェニートを譲与。^⑨

「私及び私の子孫の下で自由に占有する事。但しその時より王への奉仕を除いて、(私或いは私の子孫に帰属すべき) 全奉仕の代りに、毎年二カルカリア、或いは六デナリウスを復活祭に支払う事……。」

X Matthew of Benniworth へ Richard of Halton への間へ結ばれた Halton Holegate (Lincs) の土地に関する約束。^⑩

「即ち Mathews へ Ricardo de Haltonia へ Haltonia の三ポヴェニートの土地を……そして Westreulant の十四エーカー

の分前地を譲渡した。そして、王への奉仕、即ち 1/10 ナイト奉仕を除いて、全負担の代りに四期に分けて四十ソリドゥスを毎年支払う事……。」

Ⅶ・X 等の様にはつきりと王への奉仕即ち幾何かのナイト奉仕と書いたものがある故に、ナイト奉仕Ⅱ王への奉仕と云える場合もあるが、なお十二世紀頃の用語は極めて曖昧であり、Ⅵの様に、本来王へ奉仕すべき scutage と、王への奉仕とを区別した場合もある。此の場合の scutage は、王へ納められるべきものか、或いはある直系封建領主へ納められるべきものか不明であり、更に forinsec service 既にヘンリー二世初め頃よりナイト奉仕と同義語に用いられるが、然し全然註釈のないただのナイト奉仕は王に納められるべきものか、直系封建領主へ納められるべきものか不明である。

大体、ナイト奉仕については、征服王のエリー領内におけるナイト領創設に見られる様に、征服の混乱の中に篡奪された多くの封建領地を回復させてやり、その代償として、その回復地に軍役を課して行くと言う巧妙な封建領主権の骨抜き政策として賦課して行つたものであるが、その際、

封建領主達は、王への奉仕を行うナイト領を作らされただけてなく、賦課されたナイト数を常に支障なく提供出来るために予備用として、又自己の *baronial honour* に軍事的奉仕をするためのものとして、又それより上る *scutage* 収入を一部自己の懐中に入れようとする財政的目的のために、領主自身のナイトをも作つていたので、ただナイト奉仕を除くと云う叙述例は極めて多いが、それが王へのものか、直系封建領主へのものかは不明である事が多い。例えば、

XI ステンントンの史料、No. 539 に

「私及び私の子孫の下に、自由に安らかに、名譽を以て保有する事。その際、私及び私の子孫に全負担の代りにナイト奉仕の¹/₁₀₀を行う事……。」

然し乍ら全然註釈のないナイト奉仕の、少くとも一部は王への奉仕であつた事は充分考えられる事であらう。

以上の様な *forinsec service* 王への軍役奉仕等の外に、ヘンリー二世により認められた州知事の補助金^⑤、或いは又戦争等の特別調達資金として徴収される公共税 *commune geldum*^⑥ 等も王の地方官、役人等を通じて行われて居り、それが所謂封建的特権より外されている場合が少くない。

XII Robert Marnian が Kirkstead (Lines) 修道院へ *Ro-ughton (Lines)* の六ボヴェイトを寄進^⑦。

「……更にその上に、彼らは上述六ボヴェイトを、王に対するデーンゲルトや殺害税や四期の州知事の補助金より自由に(保有するが)、若し王が、リンカーン全州の公共税を課したならば、その時には彼らは此の六ボヴェイトにかかる負担を払う事……。」

XIII 同様 Robert Marnion の領民 Robert Calf によつて *Kirkstead* へ寄進^⑧。

「若し王が、全州に公共税を課したならば、その時には修道院は、此の六ボヴェイトについて、此の村の他の六ボヴェイトが(若し此の事について王より免除権を得ていないと仮定した場合に)寄進された場合に払うだけの金額を払わねばならない……。」

以上、手許の限られたる史料によりデーンロー地方と云う限られたる地域の場合について見る事しか出来ず、それを全般的に敷衍する事は極めて危険であるけれども、普通所謂封建的特権と云われるものの中には、此の様な王への奉仕、公共税の除外と云う但し書のある事が少くない事が分つたが、特に大土地所有者としての聖界領主よりも中小土地所有者の多い俗界領主については此の事が云えるので

はなからうか。

⑤⑥ 田中正義著「封建的土地所有の成立過程」社会構成史大系3
所収。

⑤⑦ E. G. Kinsball, *Tenure in Frank Alnoign & Secular Services* (E. H. R. Vol. 43) に *intrinsec. forinsec* の簡単な説明あり。

⑤⑧ *ibid.*

⑤⑨ Stenton, *Documents illustrative of the Social & Economic History of the Danelaw*, No. 422.

⑤⑩ *ibid.*, No. 411. ⑤⑩ *ibid.*, No. 478.

⑤⑪ *ibid.*, No. 487. ⑤⑪ *ibid.*, No. 498.

⑤⑫ *ibid.*, No. 416. ⑤⑫ *ibid.*, No. 68.

⑤⑬ *ibid.*, No. 76. ⑤⑬ *ibid.*, No. 442.

⑤⑭ *ibid.*, No. 505.

⑤⑮ *ibid.*, pp. CXXVII—CXXVIII.

⑤⑯ Miller, *op. cit.*, pp. 66 ff. ⑤⑯ Morris, *Sheriff*, p. 246.

⑤⑰ 曾ては *domn. assisa* と云われたもので臨時税と訳されている事があるが大体各州 40 marks 位で州法廷で各郡に賦課され更に村に分割された。cf. Stenton, pp. CXXIV—V.

⑤⑱ Stenton, No. 186. ⑤⑱ *ibid.*, pp. CXXIV—V.

五

もう一つ注目すべき事は、その強大なる封建的特権を享

受している聖界領主の領地についても、実は特権のあり方に可成りの濃淡があつた事である。先づ一般的に見た場合も、前述の如く聖界領主権と世俗界領主権との間に可成りのコントラストがあり、後者には前者程の広範な領主的特権が与えられてゐる事が少い事は、前掲 *Regesta regum. vols. I & II* に集録されてゐる *charter, writ* 中の 1

〇七五年 Roger, Hereford 伯に対し州知事の裁判・司法権より独立した特権が与えられてゐる例と、ヘンリー一世の宮廷教師 Robert Achard の諸領地に裁判・司法権を与え、前例と同様に州・郡・*murdum* (殺害罪処罰権)・*Danegeid* をも含めてあらゆる世俗的諸義務より自由である事が認証されてゐる例と、わづかに二例しかない事より窺われるし、又ヒルトンのウォリック州・レスター州等の領地分析よりして、^{⑥⑰} 聖界領主には大土地所有が多いが、俗界領主には少く、且つ聖界領は仮令領地そのものが小さくても、直領地が圧倒的に農民小作地よりも多く、農民に対する封建的搾取度が聖界領地よりも弱い様である。

要するに俗界領主に比べて聖界領主には、典型的封建領主的支配を行う者が多く、且つ彼らの享有する特権は一様

に比較的広範に亘るものであつた事が云えるのであるが、然しその聖界領主権にも更に大小の差があり、ヘンリー一世が Tours, St. Martin Abbey (1102) Ramsey Abbey (1106) Worcester Priory (1110) Northampton, St Andrews Abbey, (1111) 等に与えた特権には *murdrum, latrocinium* (竊盜罪処罰権) に関する裁判権は除かれてあり、ヴィノグロドンは大体 *hansocn* (家屋侵害罪) *grithbreche* (平和破壊罪) *forestal* (竊盜罪) *murdrum* (殺害罪) *reception of an outlaw* (不法者隠匿罪) *leytwite* (姦通罪) の六件に関する裁判権は一般に与えられず王の許に保留されていた——地方により必ずしも六件とは限らず、又内容も異なるが——と云ふ所謂封建的領主権の限界を説明しているが、然し York, Westminster, Winchester, Canterbury, Battle 等の大教会乃至修道院にはそれらの大権を含めた広範な特権を行使しており、封建的特権、領主支配と一般に云われるものの中には、聖・俗界でのコントラスト、又聖界領主権の中にも非常に多くの Grade の差があつた事は念頭にに入れておく必要がある。

此亦局地的な例しか挙げ得ないがステントンより二・三

例をあげると。

XIV Greenfield (Lincs.) 僧院長 William が Haverholme (Lincs.) の修道僧に対し Marston (Lincs.) にある僧院の十ポウエイの土地を譲渡^②

「私は、前述の土地の四ポウエイにして毎年四ソリドゥスを、Jordan de Ashebi と Walteri de Fillingham との兩人が二ソリドゥスにして、全奉仕の代りに払う事を希望する。そして上述六ポウエイのために、毎年 Willelmo filio Anfridi は一ソルク銀を、聖ミカエル祭に、その六ポウエイに関する全奉仕の代りに払う事を希望する。更にその兄弟は此の六ポウエイの *forense servitium* の自由を得る……。」

つまり、六ポウエイについては *forinsec service* より自由であるが、四ポウエイについては何の規定もなく、同じ保有地についても給付の習慣が異つていた。

XV Killingholme (Lincs.) の Renald の息子 Walter が、Newhouse (Lincs.) 修道院へ彼の弟 Davide が寄進した事を確認^②。

「Killingholme (Lincs.) を除き、私及び私の子孫に帰属する全奉仕よりの自由を……更にそれに加えて私が、私の直領地より村の

一方(の農圃)より一エーカー、他方(の農圃)より一エーカーを、あらゆる奉仕より即ち *utwara* (= *forinsec service*) や *inwara* より自由に寄進した……。」

つまり、*Newhouse* 修道院に寄進された領地には、王税より自由な土地と不自由な土地とがあつたので、一般的に *Newhouse* 修道院の特権を云々する事は出来ない事が分かる。

具体的な史料は持たないが、ヘリー司教領についても、その一六ヶ村に亘る大領地について全般的に州・郡法廷より独立した裁判権を持つてゐたのでは決してなく、例えばケンブリッジ州の *Triplow*, *Great Shelford*, *Willingham* の様に、古来よりの慣習に則つて州・郡法廷へ訴訟して司教の特権を認めていない領地もあり、ヘリー司教の広範な特権の行われたのは、全部を領地としたノーファックの *Mitford hd.* における領地と、ヘリーの *Wisbech hd.* 及び *Ely hd.* の領地等にあつてのみであり、*スコットのヘリーの Witchford hd.* については十二ヶ村中ヘリー領は四ヶ村のみであつて、例えは前二郡に於てヘリー司教は *view of frank-pledge* を行つたが、*Witchford* についてはその *view* 権を持たず、

司教の領主法廷と郡法廷とは區別されており、司教はその郡の *lord* にはあるが完全にその郡を支配してはいない。

此の様な事情はタウイストック修道院領についても極めてはつきりしているが、フィンバークの云う様に、*マナー領地* が郡より解放され独立すると云うのは正しく程度の問題であり、大きなマナー程郡より解放される事が多く、*タウイストック領* がその場合で、院長の領主法廷は *Quasi-hundredal Jurisdiction* をも行つ、*十人組 tithing* の整理、*censura-tithing-money* の徴収を行つ、*Lifton* 郡より独立してゐたが、*Plymstock* 領は *Plympton* 郡より独立してゐたが、院長自身も自己の領地についてこの事件は郡法廷へ訴えてゐた。そしてその中間の型として、元来コーンウォールの *Stratton* 郡とデヴァンの *Black Torrington* 郡とに分属してゐた *Werrington* 領があげられるが、一二三三—三八年の間に協定が成立し、院長は該郡法廷の主宰者である *Thorney* 修道院長 *Hamelin de Wanford* に年五志を払ふ、その代償として郡法廷へ *tithing-money* を払う事を免除され、又 *Werrington* の領民は年二日以上郡法廷に出仕する義務は免除されてゐた。

又クロランダ修道院もあらゆる世俗的負担より自由な特権を持っていたが、Elmington (Northant) の四片、Mortborne (Camb) の三片を州知事の補助金として払っているが、此れは領主としての院長が徴収し、公共法廷よりの干渉を避けるために郡法廷へ払われたもの、Elmington と Navesfard 郡、Mortborne と Normancross 郡との間にさう云う協定が結ばれていたのである。^{②③}

つまり封建的特権とは、ある封建領主がその領地全般について一様に所有していたものではなく、各領地の地域的習慣、領地の獲得事情等により、夫々の領地において行われる領主特権には種々の程度の差、濃淡の差があり、その特権の淡い所、程度の低い所において、封建領主らの発展の余地、つまりイギリス封建制の成長の余地、可能性が残されていたのであるが、又そこにおいてこそ、公共法廷としての郡法廷、州知事らの活躍の場があつたのであり、又王政の進展して行く場があつたと考えられるのである。一般に封建領主の特権とは前述の如き種々な限界を持つものであり、特に俗界領主のそれは極めて限られた特権を、限られた地域において行使したにすぎず、冒頭に述べた様に

イギリス中世世界を封建的領主支配権の行われる場を細胞とする聚合体と図式的に割切つて考える事は許されない、その細胞間には極めて広い亀裂を含み、且つ各細胞自体は均質のものではなく、種々な程度に不純物を含むもの、さうした亀裂、不純物つまり封建的領主権外の場合こそイギリス王政をものに逆強力に推進せしめるものとなつたと云わねばを得ない。

^② Regesta regum. No. 78. ^③ Regesta regum. No. 1134.
^④ R. H. Hilton, Structure of Rural Warwicksh in the Middle Ages. (Dugdale Society Occasional Papers. 1950.); Hilton, The Economic Development of some Leics. Estates, 1946.

^⑤ Regesta regum. No. 593. No. 738. No. 940. No. 986.

^⑥ Vinogradoff, op. cit., pp. 111—113.

^⑦ Regesta regum, p. XXII.

^⑧ Stenton, op. cit., No. 146. ^⑨ ibid., No. 297.

^⑩ Miller, op. cit., p. 215.

^⑪ ibid., pp. 215, 229, 231. ^⑫ ホリー司教が Witcheford 郡の Lord

であった事については ibid., p. 117.

^⑬ Finberg, Tavistock Abbey, p. 210—11.

^⑭ ibid., p. 213.

^⑮ Page, The Estates of Crowland, pp. 54—6. Thorney 修

道隆が Normancross 郡を毎年百志で farm していた事は Regesa regum, No. 453.

六

最後に触れたいのは、経済史の上で屢々論ぜられるマナーと村落との不一致についてであるが、その場合、数個の村落を含めた大マナーの場合は通常封建領主支配権が強大であり、それだけ村落共同体は封建支配体系内に組入れられて了う可能性が大きい、一村落が数個の小マナーに分割されている場合は逆に封建領主支配権が弱小で且つ充分に成長せず、却つて村落共同体が封建領主支配体系を乱し、pre-manorial なもの、より自生的なものとしての村落共同体がより純粹に保存されて行く事が考えられる。^⑤

そして今、封建王政の進展と云う観点より此の問題を眺める時、封建領主支配の未熟な後者の場合に封建王政のより適合的な発展の場があつたと考えられるのであるが、然し前者の場合についても、大マナーが数ケの村落の境界を全く消滅せしめる程完全に融合していたのではなく、農耕上、財政上、治安上の単位としての村落共同体は、完全にマナー

に包摂される事なく存続して行つたのであつた。一般に村落共同体は、マナー以前のな、前封建的な essential form of rural organisation ^⑥として、謂わば社会学的に把握されるべきであり、その様な村落共同体、又そこに生れて来る所謂共同体規制と云うものは本質的に servile なものでもなければ、又自由を志向するものでもない。^⑦ 只だ、それを封建領主が自己の支配のために利用した中世社会においては servile なものとなる傾向が強いが、又、封建領主支配権が充分成長していない様な、村落を数ケに分け合つてゐる小マナー乃至弱小封建領主権下にあるマナーにあつては、却て、そこにおける村落共同体は、封建領主支配に反撥するものとなるであろう。^⑧ そして一般に、村落共同体のこの様な性格こそがイギリス王政の成長の下部組織として利用される所となつたと云えよう。

即ち村落共同体は、特に公共地・公共権の用益について顕著に窺える様に先づ economic community としてのまとまりを持ち、それが村の習慣、村法の如きものとして具体的に現われるのであるが、又村落共同体は judicial community としても活動していたのである。^⑨

組織たらしめられて行くと言ふ点において、法制史、行政史上の問題としても重視されるべきであると思う。

⑨ Hilton, *The Economic Development of some Leics. Estates*, pp. 54—6. レンスター修道院の領地集中は、各マナーにより異なり、Stoughton 村では修道院長が村最大の土地所有者であつたので土地集中が出来且つ封建的領地構成をとり易かつた(賦役が多く行われている)が、Shepshead 村、Barkby 村では土地集中が進まず、封建的領地構成をとり難かつたと云われしう。

⑩ Vinogradoff, *op. cit.*, pp. 390—1. 農耕行政上の単位はマナーではなく村であつた。

⑪ Robert S. Hoyt, *Farm of the Manor & Community of Vill in Domesday Book*. (Speculum, Vol. XXX, 1955.)

⑫ Vinogradoff, *op. cit.*, p. 477.

⑬ 村落共同体の特に共同体規制面を重視して、村落共同体を全く封建領主的支配の具と解釈するコスミンスキー (Studies in the Agrarian History) に対し、村落共同体の自由、自治的側面をも強調するウィノグラドフ、ステントンの説があるが、私としては後者の説をとりたく、「小マナーは村落共同体を維持するよりは、寧ろ解体させる傾きがあつた」と云うコスミンスキーの説は、小マナーは、村落を数々に分けていたと云う地理的外形的な説明にすぎず、小マナーこそ、封建領主支配を排除して、村民の自治、村落の集會等を通じて村落共同体を維持して行く

例えば本論四節のXIIIに引用した文からも窺える様に、村落は公共税の徴収単位をなしており、州・郡制度の下部組織として利用されていた事が分るが、此の事は既にヴィノグラドフの著書にも指摘されてゐる。⑭ 又、frankpledge system を通じて村落共同体の公安秩序が維持され、それが毎年一回の Great Court—view of frankpledge を行う郡法廷を通じて州知事に連なり、王国の平和の一部としての村落共同体の平和を州・郡法廷の管轄下に保持して行く。その他、州・郡法廷に、封建的土地所有関係とは全く無縁に村落としての利益代表を送り、⑮ それら公共法廷の司法上・行政上の諸機能を分担して行くのであり、綜合して村落共同体は、農耕生活、経済生活上の自然な要求によつてのみならず、更に国家財政上の単位として、又行政、治安上の単位として、イギリス王政組織の末端を形成するものとしての重要な存在意義を与えられて中世封建社会の中に強く維持されて行くのである。

この様な意味において、マナーと村落との不一致と云う問題は、単に経済史の対象たるに留まらず、村落共同体が封建的支配関係を排除する性格を持ち、それが王政の末端

たと解釈せざるを得ない。藤原氏前掲論文、及び拙稿「ロムニンスキー農業史の紹介」西洋史学33輯所収。

⑤ 村が数ケのマンナーに分割されている場合は、村全体に関する領主法廷等はなく、例えば迷い出た家畜の処分を村の習慣によつたり、*nisi evidenti et rationabili causa secundum consuetudinem vicinie* (Stenton, Document, p. 61. note. 1.) 又村を分有する小マンナー領主達が全村民の同意を得て村法の如きものを規定し、違反者の罰金は教会に付託したり、(ibid., p. 62. note. 1.) その他マンナー間の公共権利益に関する詳細な協定例は豊富である (Cf., Page, op. cit., & Vinogradoff, op. cit., pp. 23—27.) (及び藤原氏前掲論文)

⑥ Stubbs, op. cit., § 43. & R. S. Hoyt, op. cit., & Vinogradoff, op. cit., p. 475.

⑦ Vinogradoff, op. cit., p. 197.

⑧ 例えばクロランダ修道院領 Cottenham 村では、公共の道路、橋、溝はその村の六人の領主が夫々の領地の大きさに応じて出資し維持する義務があつたが、修道院長がその様な公共義務を怠つたため *chief pledge* 職にある人により告発された例が少なく、又一二九四年ラムセイ修道院長も同様に訴えられた事ありと云われる。此の *chief pledge* が村の伝統を守るものと目され村落集會を指導し、村落運営に関する村法を規定し、小事件の如きは郡法廷に訴えられず *chief pledge* 達により決裁されて了つた。(Page, op. cit., p. 28. & p. 41. & pp. 67—9.) ⑨ Vinogradoff, op. cit., pp. 390—1.

結 び

以上、強力な封建王政が進展する場となつたと思われるものを列記したが、征服後イギリス社会の封建化過程と平行して王政組織も発展充実し、所謂 *Leges Henrici Primi* の時代にイギリス封建王政の基礎が確立され、更にそれを地盤にしてエドワード時代の隆盛を見るのであるが、綜合して云える事は、共同体の平和、王国の平和と云う理念の下にウェセックスの王国統一以来、イギリス社会の封建化と共にそれと重なりあつてイギリスの王政組織が不断に発展充実して来ていると云う事である。そして十三世紀と云う時期が、社会経済史的にイギリス封建社会の頂点を示すものであると同時に又イギリス王政の最も充実した時期でもあると云う事実は、正に、中世におけるイギリス王政の発展は決して封建制を全面的に排除するものでなく、寧ろ封建社会を規正するものとして——つまり *Statute Quia Emptores, Writ of Quo Warranto* に如実に示されてゐる様に封建的特権の無規定な行使を阻止し、封建的特権を正しく規定しそれを保護して行き——封建社会を正しく秩

序づけ維持して行くものとして、中世イギリス封建社会の発展と共に発展して行くものであつた事を物語るものであらう。

従つて、イギリス王政の進展史上注目されるべき平和維持官の任命は——comes の裁判権、軍事権の伝統をも受継ぎ、ともすれば地方豪族化せんとする州知事に代えて、各州のナイト層、gentry 層の中より忠実な王政の agent を求めたものであるが——決して封建的特権を排除せんとする意図より出たものではなかつた。第二節に述べた如き birth, tithing, frankpledge とか、(その組織を欠く地域におつては) serjeants of the peace と云われる官僚層とかにより維持されて来た共同体の平和、王国の平和が、そうした自治組織、官僚制の怠慢・汚職等により一路弛緩・衰退の途を辿る故に、その回生策として、frankpledge 地域 non-frankpledge 地域の別なく、王国の平和を維持すべく各州に平和維持官が任命されたのであつて、平和維持官とは従来より行われている自治的・官僚的平和維持組織を強化するためのものに外ならず、その意味は frankpledge system 或いは serjeants of the peace の延長、強化と考えてよ

く、事実、non-frankpledge 地域においては新しい平和維持官が serjeants of the peace と全く同じ職務を行うものであつた故に、一時、平和維持官を任命する要なしと反対した事よりその事は明白であらう。

然し乍ら平和維持官の任命は、以上の意味を持つ限りにおいては封建社会と全面的に対立するものでなく、従来行われて来たものの延長にすぎないのではあるが、今迄よりより忠実なより歴大な王の官僚層が各地域に生れて来ると云う意味において、王政の進展が以後特に著しく封建領主権と対立するものとして、封建領主的特権に脅威を与え、それを威圧しつつ、究極的には封建的特権を完全に収奪して国家高権を王一身に集中する絶対王朝への傾斜を急にして行くのであつた。

十三世紀頃より、王は一定の土地所有者に対し、ある程度強行策に訴えてまでナイトに叙任し、ナイト数の増加を図つたのであるが、それは scutage 財源を確保すると云う財政的意図からなされたものであると同時に、又ナイトに限られたる王政の agent ——治安判事とか、その外公共法廷における公証人、陪審員、又調査委員としても重要

であつた——を確保しようとする行政的意図も含まれていたのであり、その様な新しい官僚層——平和維持官、ナイト層を通じて、封建王政が絶対王政を志向する様になり、それを転機に封建王政の進展はイギリス封建社会の進展とは袂を分つて来る。つまり封建社会を規正し秩序づける封建王政より、封建社会を制約しそれを侵害して行く絶対王政へと推転して行くと云えるのではなからうか。

以上のように見ると、絶対王政は、封建王政、その担い手たる官僚層の究極的表現であると言ふ極めて政治史的な解釈も肝要となり、又、封建社会の崩壊——絶対王政の成立と云うジグザグな歴史過程については、その間に上層 *gentry*、ナイト層の官僚形成と云う事実を考え、略々十三世紀頃を起点として、封建王政が官僚的上層 *gentry*、ナイト層により進められて絶対王政を志向する一つの系列と、封建社会が進歩的 *gentry* により次第に崩壊して資本主義的社会を志向するもう一つの系列とがあり、此の二つの系列の乖離、破綻が市民革命を呼ぶと考へたく、中世末の所謂二つの *gentry* の類型把握こそが従来のジグザグな歴史把握を救うものである事を再確認すると共に、絶対王政の

成立について、上層 *gentry*、ナイト層出身の官僚層の形成、封建王政より絶対王政へと云う極めて政治史的な過程を重視する必要を痛感するのである。

① Sir Maurice Powicke, *The Thirteenth Century*, pp. 376—8.

② Stubbs, *op. cit.*, § 236. 平和維持の職務を持つて任命されたナイトは既に十二世紀末、最高司法官 Longchamp の時代にオックスフォード、スタフォード州に出されているが、(Stewart-Brown, *op. cit.*, pp. 69—70.) ヘンリー三世時代一二六四年に各州に一人の *custos pacis* が任命され、エドワード一世時代一二七六年州法廷において選任される事となり、一二八五年 Winchester 法令において *conservator of the Peace* と呼ばれ、明確な平和維持権が与えられ、エドワード三世治下に誕生する *Justice of the Peace* の前駆となる。

③ Poole, *op. cit.*, p. 4. & Stewart-Brown, *op. cit.* p. 98.

④ Stewart-Brown, *op. cit.*, pp. 23—24. & pp. 102—3.

⑤ *Ibid.*, p. 98. 一二九〇年チェンシャーの人々は既に今迄ある平和官の組織を維持して行く負担の上に更に Winchester 法による平和維持官の任命を受ける事に反対した。

⑥ Miller, *op. cit.*, p. 197. 王は各州のナイトを利用して王の行政官として行き、*baronial honour* の構造弛緩と逆比例して、州と云う共同体においてナイトが活躍する様になつて行く。十四世紀に入ると州知事のエリー司教領侵害が多くなり司教よ

ワ一三〇五年の議会に不平が提出されている。(Ibid., p. 232.)
 ⑧ Poole, op. cit., p. 4. & pp. 53-6. 王に關係する事件、公共
 法廷に關係する事務は全部がナイトに限られていた。ノーサ
 マントン州にはジョン王時代ナイトが百人足らずで不足してい
 と云われる。極めて面倒な義務ではあつたが、中には行政事務、
 権威行使の好きなナイトもあり、本来の軍事的性格を全く失
 つて専ら行政、司法官として振舞う者も多かつた。

又、彼らナイト階級 gentry 階が十三世紀頃より次第に行政
 事務に慣れて来る事は、Denholn Young, Robert Carpenter
 and the Provisions of Westminster に取扱われている様で
 あるが筆者未見。此の書物の批判、C. A. F. Meekings, More
 about Robert Carpenter of Hareslade (E. H. R. No. 283,
 1957.) より一応の結果は得られる。

⑨ Chimes, An Introduction to the Administrative History
 of Medieval England, 1952, Chap. VI. & Epilogue. 以下
 つ、封建王政より絶対王政への推移過程が説明されているが、
 結局、王の personal government と云う中世封建王政の伝統
 が、次第に bureaucratic government 的あり方に変つて行く
 と云う基本線に基づいて叙述をされている。

附記 この試論は昭和三十二年度文部省科学研究費の各個研究
 「西欧における封建王政と村落共同体」の分担報告の一部であ
 る。(昭三三・三・二二)

(八七頁より)

メタレンブルクに於けるグーツヘルシヤフトの成立について

望田 幸男

一八四六～七年の社会危機と二月革命

吉田 幹夫

(修士課程)

イタリア都市フィレンツェに於ける政治思想

谷 泰

——十四世紀末—十五世紀初にかけての人為的都市社会秩序
 意の形成——

独ソ・ムルリン条約の成立とシエトレーゼマンの政策

野田 宜雄

フリードリッヒ・ナウマンの政治思想

三宅 正樹

——権力国家と民主主義——

アメリカに於ける自由地消滅説

森田 幸夫

——ストロング、シュエラー・ターナーのそれについて——

古代カリブア史研究

森下 忠夫

シュメール都市国家に於ける社会組織についての一考察

山本 茂

地理学専攻

姫路近郊における製革業

梅宮もりよ

和歌山県の徐稻産業

小野 菊雄

弓ヶ浜砂嘴の土地利用

坂本 英夫

地域の対外活動と発展方向

成田 孝三

炭田地域における都市形成

平松 弘之

茶業およびその労働力を通してみた村落社会

藤沢美由子

(修士課程)

Al-kharizmi 図の復元と比定

高橋 正

(博士課程修了者研究発表会発表題目)

焼畑農業の地理学的研究

佐々木高明

On the Development of the English Feudal Monarchy

by

Reigan Tomizawa.

This article describes the development of the English feudal monarchy, and attempts to consider that the enactments of the borh or frankpledge system contributed to the development of local government. Then it directs our attention to some concrete grounds for the development of the English feudal monarchy, that is (i) the abundance of royal demesne, (ii) collecting of some public services and aids, (iii) the relation between manorial court and popular court, (iv) bye-laws — representative of village community — under the control of popular courts, and surveys their influences upon the English feudal lordships.

Around the Family of a Gentry (郷士)

by

Toshijiro Hirayama

This article presents the introduction of the *Heizaemon Yamamotos*, (山本平左衛門), with their friends and relations at *Tahara-go, Soegami-gun, Yamato* (大和添上郡田原郷), of the *Tôdo* (藤堂) clan. Certainly the *Edo* (江戸) era was of the society where the status system existed; it is true that the class distinction stood for the military, agricultural, industrial, and mercantile classes, and each way of living was formed according to each status, generally recognized that marriage and association as relatives were blocked up within each class. In the case of the *Yamamotos* (山本), however, there were many statuses of samurais of many clans, the gardian family of the *Kasuga Shrine* (春日社), Gentry of the same status, tradesmen, and also many families who sent priests to the great temples, around the family of this Gentry according to the *Hinami-Siki* (日並私記) by *Heizaemon Tadatatsu* (平左衛門忠辰) which recorded the family relations of the *Yamamotos* (山本), covering over a few generations around the *Genroku* (元禄) era. We expect reexamination of the social life in this era, especially of the family by these facts, though conditions were changed after the *Kyôho* (享保) era.